

国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則

(平10. 6.19)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、協会が行う国内CP等及び私募社債の売買その他の取引（以下「売買取引等」という。）の勧誘等に関し、必要な事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(法令、規則等の遵守)

第2条 協会員は、顧客又は他の協会員との間で、国内CP等及び私募社債の売買取引等を行うに当たっては、この規則によるほか、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

(定 義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 国内CP 金商法第2条第1項第15号に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。
- 2 短期社債等 社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する振替外債のうち、社債、株式等の振替に関する命令第10条の11第2項に規定する短期外債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第139条の12第1項に規定する短期投資法人債（以下「短期投資法人債」という。）、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債（以下「短期債」という。）及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債（以下「短期農林債」という。）をいう。
- 3 国内CP等 国内CP及び短期社債等をいう。
- 4 私募 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、金商法第2条第3項第2号イ、ロ及びハに該当するものをいう。
- 5 私募社債 私募により国内において発行される有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

- イ 金商法第2条第1項第4号及び第5号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）並びに同項第17号に掲げる有価証券で同項第1号から第5号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）
- ロ 金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券

（遵守事項）

第4条 協会員は、顧客に対する国内CP等及び私募社債の売買取引等の勧誘に際し、当該顧客の投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。

（外国証券の売買取引等の勧誘等を行う場合の取扱い）

第5条 国内CP等及び私募社債のうち「外国証券の取引に関する規則」（以下「外国証券規則」という。）に定めのあるものに係る売買取引等の勧誘等に当たっては、外国証券規則の定めるところによるものとする。

第2章 国内CP等の売買取引等に係る勧誘等

（国内CP等の勧誘を行う場合の取扱い）

第6条 協会員が顧客に対し国内CP等（短期債及び短期農林債を除く。）の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘」という。）を行うに当たっては、発行体と協会員との間で締結する買取り並びに販売に関する契約書等において定める「発行体等に関する説明書」等を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、発行情報及び証券情報の説明に努めるものとする。

（勧誘によらず売り付ける場合の取扱い）

第7条 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内CP等（短期投資法人債、短期債及び短期農林債を除く。）の売付け又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。

（取引状況等の報告及び発表）

第8条 協会員は、短期社債等の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。

2 本協会は、前項により協会員から報告された短期社債等の取引の状況について、発表

する。

第3章 私募社債の売買取引等に係る勧誘等

(勧誘を行う場合の取扱い)

第9条 協会員は、私募社債の取扱い業務を行う場合には、顧客又は他の協会員に対し、発行体の作成する発行者情報及び証券情報を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。

2 協会員は、私募社債の売買取引等（前項の取扱い業務に係るものを除く。）を行う場合は、私募社債の発行体はその社債要項等により私募社債の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該私募社債に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を經由して提供する旨を約しているときには、顧客又は他の協会員に対し、当該情報（金商法に基づき開示が行われている情報を含む。）を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。

(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い)

第10条 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募社債の売付け又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を經由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。

付 則

この理事会決議は、平成10年6月19日から施行する。

付 則（平10.10.21）

この改正は、平成10年10月21日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第1 3. (5)を改正。

付 則（平12.6.27）

この改正は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 1 3. (1) を改正。

付 則 (平 12. 11. 22)

この改正は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 1 3. (1) を改正。

付 則 (平 13. 3. 30)

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 2 3. 及び第 3 2. を改正。

付 則 (平 14. 3. 22)

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 1 3. (5) を改正。

付 則 (平 14. 12. 26)

この改正は、平成 15 年 1 月 6 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第 1 3. (2) から (5) を (3) から (6) に繰り下げて (2) を新設し、旧 (3) 及び旧 (5) を改正。

(2) 第 2 1. 及び 3. を改正。

付 則 (平 15. 5. 27)

この改正は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第 1 3. (2) を改正。

(2) 第3 1. (2)及び2. を改正。

付 則 (平 16. 3. 17)

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 旧第2 1. から4. までを同 6. から9. に、旧第3 1. から3. までを同 10. から12. に改める。
- (2) 8. 及び11. を改正。

付 則 (平 16. 11. 26)

この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

- (注) 1 自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱う。
- 2 改正条項は、次のとおりである。
8. 及び11. を改正。

付 則 (平 18. 4. 18)

この改正は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
3. (2)、6. 及び8. を改正。

付 則 (平 19. 9. 18)

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

- (注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。
- 2 改正条項は、次のとおりである。
 - (1) 全体を章、条、項、号で表記する。
 - (2) 旧第1 1、旧第1 2、旧第1 3、旧第1 4、旧第1 5、旧第2 6を改正。
 - (3) 旧第2 7を削除する。
 - (4) 旧第2 8、旧第2 9、旧第3 10、旧第3 11、旧第3 12を改正し第7条から第11条として繰り上げる。

付 則 (平 20. 9. 16)

- 1 この改正は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）附則第 38 条の規定により、なお効力を有するとされた短期商工債は、改正前の規定を適用する。
（注）改正条項は、次のとおりである。
第 3 条第 2 号、第 6 条、第 7 条を改正。

付 則（平 20. 11. 18）

この改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 3 条第 2 号を改正。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日」は平成21年 1 月 5 日。

付 則（平 20. 12. 9）

この改正は、平成 20 年 12 月 12 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。
第 3 条第 4 号を改正。

付 則（平 24. 6. 19）

この改正は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。
第 8 条第 1 項及び第 2 項を改正。

付 則（平 28. 3. 15）

この改正は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。
第 3 条第 2 号を改正。

付 則（令 3. 9. 14）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同年 3 月中の私募社債の取引の状況等に係る報告及び発表については、なお従前の例による。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第11条を削る。